

高齢者虐待防止のための指針

医療法人敬滋会
介護老人保健施設守山すみれ苑

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、当施設では高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止・早期発見・早期対応に努め、本指針を策定し全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置します。

① 設置の目的

虐待等の発生防止・早期発見・早期対応に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

② 高齢者虐待防止委員会の構成委員

委員会の構成メンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成する。

③ 高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は、毎月1回開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催します。

④ 高齢者虐待防止委員会の役割

ア) 虐待防止に対する基本理念、報告された事例及び結果を職員に周知徹底すること

イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

ウ) 虐待防止に対する職員の意識を高めるための研修内容に関すること

エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること

カ) 虐待が発生した場合の対応に関すること

ク) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

⑤ 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、**介護主任及び管理者**とします。

3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 定期的な研修の実施（年2回以上）
- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ① 入所者、入所者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、2⑤で定められた高齢者虐待防止担当者としてします。
- ② 施設内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決に繋げるよう努めます。
- ③ 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ④ 施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかにサービス担当者会議を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。また、当該会議の内容は高齢者虐待防止委員会に報告することとします。

6 成年後見制度の利用支援

入所者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、高齢者虐待防止担当者、支援相談員及び介護支援専門員は受け付けた内容を事務課長に報告します。
- ② 受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告します。

8 当指針の閲覧について

当指針は、入所者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、事務所に設置します。

9 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入所者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

付則

令和6年1月1日より施行します。

令和6年4月1日より施行します。